

生活保護における医療扶助について

令和 3 年 1 月

水戸市福祉事務所生活福祉課

目 次

第 1 生活保護法のあらまし	2
1 生活保護法の目的	2
2 保護の種類と方法	2
3 保護を決定し実施する機関	2
4 指定医療機関	2
第 2 中国残留邦人等支援法による支援給付	3
第 3 医療機関の指定に関する手続き	3
1 指定の申請	3
2 指定の要件	5
3 指定の取消要件	5
4 指定の有効期間	5
5 法改正後の初回更新に係る留意点	5
第 4 指定医療機関の義務	6
1 医療担当義務	6
2 指導等に従う義務	6
3 指定医療機関個別指導	6
4 届出の義務	6
第 5 医療扶助の申請から決定まで	7
1 医療扶助の申請	7
2 医療券の発行	7
3 医療の給付	7
4 医療要否意見書及び病状調査について	7

第1 生活保護法のあらまし

1 生活保護法の目的

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。（法第1条）

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助に分けられ、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われます。（法第11条）

また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は給付の性質上、現物給付を原則としています。

3 保護を決定し実施する機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長が、保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第19条）

4 指定医療機関

医療扶助のための医療を担当する機関は、開設者の申請により、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の指定、その他の医療機関については、都道府県知事（中核市については中核市の市長）の指定を受けることとされています。

第2 中国残留邦人等支援法による支援給付

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）」の一部改正に伴い、平成20年4月1日から生活保護に準じた支援給付制度が創設され、中国残留邦人等で被支援者の支援給付は同法に特別の定めがある場合のほか、法の規定の例によることとされています。

第3 医療機関の指定に関する手続き

1 指定の申請

茨城県内に存在する医療機関が指定医療機関として指定を受けるには、以下の手続きが必要です。水戸市（中核市）に所在地がある場合は、水戸市長の、それ以外の県域に所在地がある場合は、茨城県知事の指定を受けていただきます。

【提出書類】

- (1) 生活保護法指定医療機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律指定医療機関指定・指定更新申請書
- (2) 法第49条の2第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

業務の廃止、休止及び再開など、届出事項に変更があった際は、「表1：変更・廃止・休止等に伴う届け出手続きについて」を参照いただき、関係書類を提出してください。

なお、医療機関コードが変更になる場合には、廃止の手続きをとり、あらためて指定申請をしてください。

表1：変更・廃止・休止等に伴う届け出手続きについて

法の指定医療（施術）機関について、下記の変更等が生じた場合には、その変更等の内容に応じて届出書等を提出していただくことになっておりますので、諸手続に遺漏のないようよろしくお願ひいたします。

記

	指 定 申 請 書	廃止届	変更届	休止届	再開届	辞退届	誓約書
1 指定医療機関の有効期間を更新するとき	○						○
2 医療機関の移転 開設者の変更・交代(個人↔法人)	○	○					○
3 指定医療機関の名称の変更 開設者・管理者の氏名・住所等の変更			○				
4 開設者の死亡 指定医療機関の業務の廃止		○					
5 建物の一部改装等による業務の休止				○			
6 休止した業務の再開					○		
7 指定を辞退するとき						○	

※ 2の場合で、医療機関等コードが変わらない場合は、3の変更となります。

提出書類の必要部数は、すべて1部です。

2 指定の要件

法第49条の2第2項各号（欠格事項）のいずれかに該当するときは、都道府県知事（中核市については中核市の市長）は、指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、都道府県知事（中核市については中核市の市長）は、指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

- ・ 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- ・ 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・ 開設者が、指定の取消の処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

3 指定の取消要件

指定医療機関が、法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事（中核市については中核市の市長）は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

（取消要件の例）

- ・ 「2 指定の要件」の開設者や管理者が欠格事由に該当するとき。
- ・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき
- ・ 指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

4 指定の有効期間

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。指定の更新時期が近づいたら、水戸市より更新の案内を指定医療機関に送付しますので、関係書類を提出してください。指定の有効期間内に更新の申請がされなかった場合は、指定が失効しますのでご注意ください。（詳細は、4頁参照）

5 法改正（平成25年）後の初回更新に係る留意点

現在指定を受けている指定医療機関の初回更新は、新たに法による指定を受けた日から6年後ではなく、当該指定医療機関の健康保険法による指定の効力が失われる日までに行うことになります。

第4 指定医療機関の義務

法及び中国残留邦人等支援法により指定された医療機関は、次の事項を遵守してください。

1 医療担当義務

- (1) 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。
- (2) 指定医療機関医療担当規程に従うこと。
- (3) 法第52条による診療方針により、医療を担当すること。
- (4) 診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を5年間保存すること。
- (5) 指定医療機関の医師又は歯科医師は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指導等に従う義務

- (1) 被保護者の医療について厚生労働大臣又は都道府県知事（中核市については中核市の市長）の行う指導に従うこと。（法第50条第2項）
- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事（中核市については中核市の市長）が当該職員に行わせる立入検査を受けること。（法第54条第1項）

3 指定医療機関個別指導

水戸市による、指定医療機関に対する個別指導については、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求めるなどして個別指導を行いますのでご協力をお願いします。

4 届出の義務

指定医療機関は、「表1：変更・廃止・休止等に伴う届け出手続きについて」のような事由が生じた場合には、同表に記載されている所定様式により速やかに届出を行ってください。

第5 医療扶助の申請から決定まで

1 医療扶助の申請

医療扶助を受ける者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請を行います。ただし、急迫した状況にある場合は、保護の申請がなくても福祉事務所長等の職権により保護が行われます。

2 医療券の発行

医療扶助が決定された場合は、法又は中国残留邦人等支援法の医療券・調剤券（以下「医療券」という。）が発行されます。

（1）被保護者の医療又は調剤の給付にあたっては医療券を必ず確認してください。

① 被保護者には、法単独の場合と、法と医療保険（国民健康保険を除く。）又は法と他の公費負担医療との併用の場合とがあります。

② 「本人支払額」欄に記載のある場合は、この額を被保護者より徴収してください。

③ 「受給者番号」は、被保護者ごとの番号を使用しますが、保護の受給状況により変更される場合がありますので、必ず医療券を確認してください。

（2）請求の際には、医療券の記入事項を、診療報酬明細書等に正確に転記してください。

3 医療の給付

医療扶助は、次に掲げる事項の範囲内で行われることになっています。

（1）診察

（2）薬剤又は治療材料

（3）医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

（4）居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

（5）病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（6）移送

以上の範囲は、国民健康保険及び健康保険における療養の給付と療養費の支給との範囲を併せたものとほぼ同様とみることができます。

ただし、保険外併用療養費の支給にかかるものは、原則として生活保護の対象となりません。

4 医療要否意見書及び病状調査について

（1）要否意見書の記載について

① 診療を要する傷病名については、全て記載してください。

② 主要症状及び今後の診療見込みを、できる限り詳しく、かつ正確に記載してください。

(2) 病状調査等への協力のお願い

① 病状調査の目的

生活保護受給者に係る稼働能力の有無や程度の判定、生活保護費の給付の必要性、他法他施策の利用の可能性の判定など、生活保護の決定や自立助長のために必要な調査なので、福祉事務所から病状調査の依頼があった場合は、ご協力をお願いします。

② 病状調査の範囲

医療扶助を委託する医療に関するもののほか、保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等についても、生活保護の決定・実施及び自立助長に必要であれば含まれます。

指定医療機関医療担当規程

制定：昭和25年8月23日厚生省告示第222号

改正：平成30年9月28日厚生省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

（指定医療機関の義務）

第1条 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行わることを必要と認めたときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- ① 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ② 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ③ 移送
- ④ 歯科の補てつ

（後発医薬品）

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保

に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- ① 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- ② 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第11条 指定医療機関である健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行うものに限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「に関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第12条 指定医療機関である薬局にあっては、第5条の規定は適用せず、第8条中「診療録」とあるのは「調剤

録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで、第7条第1項及び第8条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法（抜粋）

[平成25年12月13日一部改正、平成26年7月1日施行]

(医療機関の指定)

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、読み替えるものとする。

(指定の更新)

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第68条の第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第50条 前条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければ

(変更の届出等)

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣または都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- ① 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ② 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ③ 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
 - ④ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - ⑤ 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ⑥ 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - ⑦ 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
 - ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。
 - ⑨ 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - ⑩ 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によって請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の規定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(助産機関及び施術機関の指定等)

第55条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

2 第49条の2第1項、第2項(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)及び第3項の規定は、前項の指定について、第50条、第50条の2、第51条(第2項第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。)及び第54条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第2項中「厚生労働大臣は」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第50条の2中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第1号から第3号まで及び第5号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、同項第6号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、同項第7号から第9号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、第54条第1項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)」とあり、及び「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであった者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは政令で定める。

生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していくことになりました。

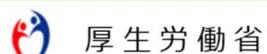
【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として(※)後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いします。
- ※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することができます。
3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご留意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。



水戸市福祉事務所 生活福祉課
連絡先：029-232-9171

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用原則化についてご協力のお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していくことになりました。

【生活保護を受けている方への調剤について】

1. 生活保護を受けている方が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としている銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としている銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. また、薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、処方に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤するようお願いします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認いただき、先発医薬品を調剤することも可能です。

※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能です。

※こうした対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時までに)、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

- これまで、先発医薬品を希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤し、指定薬局はその事情について聴取することをしておりましたが、今後は、単に患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなりますので、この仕組みは廃止となります。

【福祉事務所への情報提供等について】

1. 上記2又は3の事由により、先発医薬品を調剤した場合、別紙様式に記載をいただき、定期的に福祉事務所へ情報提供していただくようお願いします。
※可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努めていただきますようお願いいたします。
2. 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。